

現代史の「和解と統合」に向けた課題 —京畿道高陽市を事例に—

田中 悟

1. はじめに

韓国現代史を振り返った時、いわゆる「葛藤」＝対立や不協和の存在は無視できない。その用例は数限りなく挙げることができるが、例えば次のような形で言及される。

今、私たちの社会は左右の陣営と地域・階層に分かれて対立している。この対立と葛藤が激化した出発点がまさに全（斗煥）元大統領の執権過程だった。この葛藤は、現在も進行形だ。その激動の現代史の中心に立っていた全・元大統領が、今や歴史の裏へと去った。その点において、全・元大統領が5.18に対する心のこもった謝罪をせずに去ったのは、嘆かわしいことだ。¹

主として韓国の国内政治の文脈において、政治理念や地域・階層をめぐる対立や衝突を「葛藤」と定義した時、その一例として、朝鮮戦争における「韓国側の死者」をめぐる問題が指摘できる。その死者をめぐる、韓国という国家は、軍人や警察官などの職にあった者のいわゆる「戦死者」の範囲を超えた広がりや対立の構図とを抱え込んでいる。周知のように、朝鮮戦争は「イデオロギー対立」という側面を持ち、分断以前は一つのネーションを形成していたと目される者同士の衝突を南北＝大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国との間にもたらしたが、同様のイデオロギー対立図式は南南＝韓国国内にも持ち込まれた。1950年6月25日に始まったこの戦争をめぐる「イデオロギー対立」は、戦時下韓国の地域住民に何をもたらし、そこでもたらされた事態はその後、どのように受け継がれているのだろうか。

このような観点から、本論は、「イデオロギー対立によってもたらされた朝鮮戦争下の死者の間の葛藤」について、考察を進めていくものである。その際には、ソウル近郊の京畿道高陽市の事例を取り上げて検討するものとする。検討にあたっては、ソウルの北西にあって北朝鮮との境界線の手前に位置する京畿道高陽市において発生したある住民虐殺事件とその真相究明の経緯、および慰霊追悼をめぐる動向を跡付けることを、まず目標とする。1990年代になって「発見」されたこの虐殺事件は、韓国現代史上、数多ある「葛藤」の一つと位置付けることができ、現在はこれを「和解と統合」へと転換する取り組みが進められている。ここでは、その取り組みの過程についても、具体的事例に沿って見ていくことになる。



出典：<https://japanese.gg.go.kr/31-si-gun-shortcut/>

京畿道高陽市の位置

そのうえで、イデオロギー対立に端を発する葛藤を抱えた死者の慰霊追悼をめぐる、その現代的な課題について、一定の示唆を得ることを目指したい。

2. 事件の二つの焦点 —— 太極団（テグクダン）と金井窟（クムジョンゲル）

本論文が取り上げる、現在の京畿道高陽市で朝鮮戦争中に発生した住民虐殺事件については、焦点となるトピックスが二つある。「太極団」と「金井窟」がそれである。まずはこの両者について、確認しておきたい。

太極団とは

韓国の最大手日刊紙である『朝鮮日報』は、2008年6月30日付で、「6月、一つの都市、二つの顔」という見出しのもとに2本の記事を掲載した。ここではそのうちの一本、「秘密学生遊撃隊〈太極団〉」が記すところの概略を紹介したい²。

- ・1950年6月25日の朝鮮戦争勃発後、朝鮮人民軍（北朝鮮軍）の支配下に置かれた高陽・坡州地域では、自生的に遊撃隊が作られ始め、各地の組織が統合されて、240人ほどの組織体となった。
- ・大部分は京義線で通学していた10代・20代の学生で、太極旗の製作・配布、ビラの散布、強制徴用された青年の逃避誘導、電話回線の切断、北朝鮮軍の弾薬輸送列車や砲弾貯蔵庫の爆破などを行なった。
- ・北朝鮮軍は、撤退する直前に太極団員を捕らえ、相次いで殺害した。
- ・1950年10月初め、高陽・坡州地区の支配を韓国側が回復した後、太極団は地域の治安活動に参加する。10月末には武器を返納し、国防部政訓局別働隊などに配属されて、自然消滅した。

- ・1957年、坡州に仮埋葬されていた太極団員の遺体を移葬して「太極団合同墓地」（現在54位が埋葬される）が造成された。
- ・太極団員の生存者は昨年（2007年）、国家有功者に格上げされた。

この記事が紹介しているのは、高陽市における現代史トピックたる、歴史遺産としての「太極団」の履歴である。彼らは、北朝鮮の正規軍である朝鮮人民軍に対抗する自生的な遊撃隊として活動を開始し、韓国側が支配回復した後は、警察などとともに地域の治安活動にも参加した組織として、歴史にその名を残している。

こうした活動遍歴を持つ太極団は、その「反共」の実績が認められ、1957年に太極団合同墓地（高陽市一山西区徳耳洞）が造成された。1961年、この墓地は当時の韓国政府によって「反共遺跡1号」に指定されるに至っている。現在も「高陽市顕忠公園」内に存在している合同墓地には、合計54基の墓がある。高陽市内、首都圏電鉄京義・中央線のタンヒョン（炭岷）駅前にある「高陽市顕忠公園」には、顕忠塔の他、「高陽顕忠展示館」という施設もあり、独立運動・朝鮮戦争を中心とした高陽市地域の歴史についての展示を見ることができる。太極団についても、その中で紹介されている。

太極団を紹介する展示パネルは、「大韓民国の自由を守るため犠牲となった太極団」というタイトルを掲げ、次のようにおおむね肯定的な説明を加えている。

太極団は韓国戦争当時、北韓軍の南侵で高陽・坡州地域が敵に占領されるや、命がけで反共闘争を展開した秘密結社団体です。太極団員たちは主に京義線列車を利用して通学していた愛国青年たちで、合わせて240人余りの規模でした。京義線爆破・鼎鉢山戦闘への参加・太極旗の配布など、さまざまな地下反共決死活動を行っていたことが発覚し、大きな犠牲を払いました。毎年9月30日、太極団の尊い犠牲を後代に向けて称えるために、太極団追慕行事が行なわれています。

なお展示館は、2011年2月には建物が竣工していたが、展示室整備事業が着手されたのは2016年12月のことであり、2018年9月に開館を迎えている。



太極団合同墓地（高陽市一山西区徳耳洞、高陽顕忠公園内、2019年8月29日、著者撮影）



高陽顕忠展示館（高陽市一山西区徳耳洞、高陽顕忠公園内、2019年8月29日、著者撮影）

金井窟とは

次に、『朝鮮日報』が同日掲載したもう一本の記事「良民集団虐殺の現場〈金井窟〉」の内容を見ていこう³。

- ・「金井窟」とは元来、植民地時代の強制徴用を避けるために、住民が金採掘を口実として掘った洞穴であった。
- ・1990年、「金井窟で集団虐殺があった」という噂を高陽市民会会長が耳にしたことをきっかけに、遺族が集まって「金井窟良民虐殺事件犠牲者遺族会」が作られた。
- ・真相究明のために開始された発掘作業において、窟内から153体の遺骨や薬莖・印鑑などが見つかり、「金井窟事件」が実際にあったことが確認された。
- ・1950年10月初め、韓国軍が高陽・坡州地域を奪還した際、(北朝鮮の)朝鮮人民軍占領期に賦役をした疑いのある者や関連する行方不明者・逃亡者の家族などを、警察が連行・拘禁した。取り調べの過程では拷問も行なわれた。
- ・以降、10月9日から20～40人ずつ金井窟に連行し、銃殺して埋めた(処刑終了は11月2日)。
- ・昨年(2007年)、「真実・和解のための過去事整理委員会」(注：2005年、政府が設置した独立委員会)は、「犠牲者はほとんどが農業に従事していた地域住民」であり、消極的な賦役行為をした者も一部いたが、「相当数は逃亡した賦役嫌疑者の家族やこれとは無関係な地域住民であった」と結論づけ、この事件を「明白な犯罪行為」と位置づけた上で、「国家の公式謝罪」「遺骨・遺体の永久奉安措置」「平和公園の設立と慰霊施設の設置」を勧告した。だが、それらの勧告はまだ実現していない。
- ・ただし、来る(2008年)9月27日の合同慰霊祭は、初めて市の補助金を受けて行われることになっている。

1990年代に「発掘」され、「太極団」と並ぶ高陽市の現代史上のトピックとなった「金井窟」。それは、韓国軍が高陽・坡州地域を奪還した際、朝鮮人民軍占領期に賦役をした疑いのある者などを警察が連行・拘禁し、銃殺して埋めた事件の現場である。発掘作業によって存在の事実を確認されたこの住民虐殺は、2007年になってようやく、公的に認定された「事件」となったのである。



金井窟
(高陽市一山西区炭峴洞、
2016年9月14日、著者撮影)

3. 太極団と金井窟との関係

朝鮮戦争で活動し、その直後から集団墓地の造成などを通じてその存在が知られていた「太極団」と、1990年代の発掘作業を通して集団虐殺の事実が確認された「金井窟」。この両者の関係はいかなるものであったのだろうか。

「金井窟」の虐殺事件は、2005年12月に韓国政府が設置した「真実・和解のための過去事整理委員会」⁴において問題となった。委員会は発足後、遺族らからの真実究明申請を受け付けて、この事件についての調査開始を決定し、申請人・加害被疑者・参考人らに対するヒアリング調査、および資料調査・現地調査を行なった。その結果は、同委員会が発行する『2007年上半期調査報告書』の295頁から359頁にわたって、詳細にまとめられている。以下では、この報告書の記述に基づいて、太極団との関わりに留意しつつ、「金井窟事件」の事実関係を概観していくことにする。

「金井窟事件」と太極団との関わり

まず、結論から確認しておこう。真実・和解のための過去事整理委員会『2007年上半期調査報告書』の「高陽金井窟事件」に対する「決定要旨」の第5項によれば、事件における加害責任の所在については次のようにまとめられる。

本事件の加害責任は、高陽警察署（署長・イムヨン）にあり、高陽警察署の指揮を受けて補助的役割を遂行した治安隊・太極団にも間接責任がある。高陽警察署所属の警察は、犠牲者たちの連行・拘禁・移送および銃殺を監督・執行した。治安隊は、右翼団体である大韓青年団・大同青年団・太極団員を構成員として結成された警察の治安補助組織であり、高陽警察署の指揮下にあった。特に太極団は、高陽警察署直轄派出所に本部を置き、賦役嫌疑者の連行・高陽警察署の留置施設の監視・犠牲者たちの金井窟＝処刑場所への移送等を実行した。本事件の発生当時、警察の一次的な指揮・命令系統は、高陽警察署→京畿道警察局長→内務部治安局長へとつながっており、いっぽうで戦時戒厳令下において京仁地区戒厳司令部が全ての状況を統制・監督していた。本事件で、これらの上級機関の事件に対する認知・黙認および指示の当否を確認することはできなかったが、警察の不法行為として発生した民間人犠牲事件の最終責任は国家に帰属されると見るのが妥当である。⁵

また同報告書は、この直前の第4項において「犠牲者たちは大部分、農業に従事していた地域住民であり、この中には北朝鮮占領期に人民委員会の活動に参加した人間も一部いるが、相当数は逃避した賦役嫌疑者の家族と、これとは無関係な地域住民であった」と結論づけており、「金井窟事件」の犠牲者のほとんどが朝鮮人民軍の賦役とは無関係の地域住民であったとされる。委員会は、こうした事件の直接的な加害責任を高陽警察署に、最終責任を国家に帰属させる一方で、太極団については地域住民の処刑に補助的に関与していた事実、および事件に対する間接責任を認定したのである。

太極団側の反論とその検証

この事実認定の過程において、「加害者」と目された太極団側の人々は、いくつかの論点をもって反論を試みており、委員会はそれらの議論についても検討を重ねている。この点について行な

われた検証を、調査報告書に基づいて要約すると、おおむね次の通りである。

まず、当時太極団員だった金某氏は、金井窟では賦役容疑者だけでなく敗残兵も犠牲になったと主張した。しかし、犠牲者に軍人が含まれていることが確認できる遺品は発見されず、発掘された銃弾等⁶は当時の韓国軍と警察が使用していたものであったため、韓国軍が被害者だった可能性はほとんどないものと判断された。

また、太極団側は、①人民軍が敗走し、地域の左翼分子と合同で軍警家族および民族陣営⁷関係者約2000人を虐殺した事実はあるが、良民が1000～2000人も集団虐殺されたというのは事実無根であり捏造に過ぎない、②「9.28ソウル収復」直後、警察が極左分子を50～60人処刑したことはあるが、警察の調査のみで即決処刑された点は戦争中という当時の特殊状況を勘案しなければならない、として、犠牲者は純粋な民間人というよりも極左だったと主張した。しかし、申請人・参考人および証言者の大部分は、韓国軍によって高陽地域が収復された時にはすでに「極左」は大部分越北していたと陳述した。また人民軍占領下の人民委員会幹部は、形式上選挙によって選出された人々で、おおむね各里（村）の住民代表者であり、解放政局での左翼活動はもちろん、政治・社会活動を全くしなかった住民も多かったと証言されている。特に当時の住民たちは、人民委員会への参加や協力的行為を左翼活動というよりも一般行政に対する支援活動と見ており、それに加担した人の大部分は明示的・黙示的圧力によってやむを得ず従事することになったので、韓国軍収復後に極刑を受けることになるとは思わなかったといった証言が確認される。そして、申請人の主張に従えば、この程度の消極的協力をした人さえも犠牲者の一部に該当するに過ぎず、「犠牲者が極左」であったという主張は事実とは程遠いと判断されたのである。

以上の通り、「金井窟事件」に関する太極団側の反論・主張は、そのほとんどが検証を通じて却下され、そうした検証を踏まえて、事件に対する太極団の間接的な関与が委員会によって認められたのである。

ただし、この「判定」が、太極団の側に立つ人々に受容されたとは言いがたい。このため、事件に対する評価と責任とをめぐっては、イデオロギー的対立が解消されず、対立的な主張の併存状況がその後も継続することとなった。

「次の課題」としての慰霊事業

かくして、1950年10月に発生した金井窟の住民虐殺事件は、2007年に至って事実関係および責任の所在が確認されることとなった。

こうした事実を前提としたうえで、事件をめぐる現代史上の「加害」と「被害」については、どのように「総括」されるべきなのだろうか。換言すれば、1950年代から行われてきた「太極団」の慰霊追悼と、1990年代に「発見」され、2007年に政府によって認定された「金井窟」の慰霊追悼とを「折り合わせる」ことは、どのようにして可能となるだろうか。

この問題について調査報告書は、その結論の中に「勧告または和解措置」という項目を立て、次の4つを挙げている⁸。そこで提案された措置には、2022年現在での実現度合いにばらつきが見られるが、これをもって本論がテーマとする「和解と統合」に向けた今後の方針に関する議論の

叩き台とすることはできよう。

1. 謝罪（国家による公式謝罪）
2. 名誉回復（犠牲者の戸籍記載事項等の訂正）
3. 再発防止（諸法律の関連条項改正、警察対象の人権教育、公的記録の訂正、事件資料収集と歴史館建設）
4. 和解と慰霊事業（遺骨・遺体の永久奉安措置、金井窟地域への平和公園設立と慰霊施設設置）

本論では、さしあたり、金井窟の犠牲者に対する慰霊事業に焦点を絞りたい⁹。「太極団の死者の慰霊追悼」はすでに長らく行なわれてきた以上、その間、闇に埋もれていた「金井窟の死者の慰霊追悼」は、事件の総括において大きな課題となってくるはずだからである。

4. 金井窟の死者をめぐる慰霊追悼事業

2022年現在、金井窟の死者をめぐる慰霊追悼事業は、高陽市において市長公約事業として推進されている¹⁰。

高陽市による慰霊追悼事業

関連事業は二つある。まず、「金井窟平和公園」造成事業促進（2018年7月～2025年12月）は、朝鮮戦争当時の罪なき民間人犠牲者を追慕して「民族の痛み」を癒し、平和と人権回復に寄与することを目的とした事業である。この事業は、金井窟を含む「炭峴近隣公園」に追慕慰霊施設を造成し、関連事業の推進と関連条例の制定を目指すとともに、真実・和解のための過去事整理委員会が勧告した慰霊事業などを継続的に推進するものである。また併せて、慰霊祭・追慕事業等への補助金を支給し、犠牲者遺骨の恒久的安置を実現する施設が用意されるまでの一時的な安置費用も支援するものである。総事業費は1億3900万ウォン（約1390万円）が見込まれている。

なお、本事業に関連する「高陽6.25戦争の民間人犠牲者慰霊事業支援等に関する条例」は2018年9月に制定されており（巻末資料参照）、現在は慰霊行事への支援が事業の主たる内容となっている。

次に、「和解と統合のためのネットワーク構築」（2020年5月～2022年6月）は、朝鮮戦争時の民間人犠牲者に関する調査事業を実施して地域史を復元することで、市民の歴史意識と人権平和意識を高め、統一と和合の時代に寄与することを目的とした事業である。具体的には、地域住民に



ウェブトゥーン
「黄金洞の人々(황금동 사람들)」
<https://page.kakao.com/home?seriesId=59874664>
(最終確認2022年10月26日)

対する口述調査や文献調査を通じて、調査資料や報告書を刊行し、討論会や展示会の開催、またウェブトゥーン¹¹の制作などを通じて、和解と統合の基礎資料とすることを目指すものである。総事業費は当初、3年間（2020年～2022年）で2400万ウォン（約240万円）とされていたが、新型コロナウイルス感染拡大にともなう事業計画の変更にもない、2か年計画（2020年～2021年）へと変更されるとともに、予算は2800万ウォン（約280万円）に増額された。

なお、事業の実施そのものは2022年にずれ込んでおり、ウェブトゥーンの連載やトークコンサート・公演等の事業は2022年内に行なわれることになっている。

他方、これらの事業が進められる中で、未解決の課題がいくつか浮上している。

第一の争点は、金井窟から発掘された犠牲者の遺骸の安置先である。仮安置先を転々とし、現在は金井窟から150キロメートルほど離れた世宗市の「追慕の家」（納骨堂）に安置されている遺骸について、遺族会は「犠牲者の現地埋葬」を強く主張している。だが、金井窟を含む地域に造成される「炭岷近隣公園2段階」事業の進行状況に応じて追慕・慰霊施設の設置を推進する計画は、近隣住民らの反対¹²もあって難航している。

なお、この「犠牲者の遺骸の行方」という点については、韓国政府（行政安全部）が大田広域市に設立する予定である「韓国戦争民間人犠牲者追慕公園」を、遺族の同意を得て安置先とする選択肢も模索されている。ただその計画も、当初は「2020年までに完工予定」とされていたスケジュールが大きく遅れており¹³、問題解決にはなお時間がかかるものと見込まれている。

第二の争点は、長年の左右対立による遺族間の感情的葛藤に関するものである。太極団・金井窟のそれぞれの当事者および遺族の対立は、「殺した者／殺された者」という図式に加えて、左右のイデオロギー対立が大きく影を落としている。冷戦の終焉はすでに遠い昔のことであるとはいえ、朝鮮半島における南北両国はなお休戦状態である。韓国内の政治においてもまた、進歩派と保守派の両陣営の対立は、容易な妥協の許さないものとなっている。こうした状況のもとで両サイドの遺族を和解させるには、今なお相当の困難が残っていると云わざるを得ない。

この点において高陽市の事業は、戦争経験世代の住民の口述調査や資料収集・インタビューの映像化を通じた人権平和教育を通じて、地域社会の葛藤と対立を乗り越え、和解と統合を実現することを推進している。だが、それが容易ならざる道であることは、当事者ならずとも十分に予想される場所である。

とは言え、以上のような課題を残しつつも、高陽市における慰霊追悼事業は全体として、真実・和解のための過去事整理委員会の勧告に従った取り組みだと評価することはできよう。

「金井窟の和解」をめぐる議論

地方自治体におけるこうした事業の推進を支持し、世論を後押ししようとする言説として、真実・和解のための過去事整理委員会の非常任委員であったキムヨンボム（金榮範）大邱大教授のものを挙げるができる¹⁴。

キムヨンボムは、「今回の調査結果や真実究明の決定が完璧だと主張するのは難しい」としたうえで、その意義を次のように述べる。

(委員会の調査結果および決定は) 地域社会や市民社会レベルで提起されてきた「戦争期民間人犠牲事件」の真相究明という任務を自ら担った国家が、その任務の実行結果を公式言語で提示して、これに対する国民的「承認」を求めていると見なければならない。そしてその承認は、悲劇的な虐殺事件の加害者になった人たちと犠牲者の遺族らとが大乗的和解の道に進むための一次的条件でもある。

さらに、調査報告書において高陽警察署員、高陽地域の治安隊員・太極団員らが直接・間接の加害者として名指しされたことを確認したうえで、その責任の扱いについては次のように述べる。

…ここからさらに進んで、加害者を一人一人すべて明らかにし、責任の軽重を一つ一つ突き詰めることも要求されそう。しかし、必ずしもそうしなければならないのだろうか？今になって可能なことであるのだろうか？終わりにき追及は、果てしない弁明と自己防御、および正当化のいたちごっこを演出することになるだろう。……(朝鮮半島) 南半の地の中で消耗的な理念論争や感情対立を限りなく続けるしかないことなのだろうか？

この問いに対してキムヨンボム自身は、明らかになった事実を受け入れた加害者側からの謝罪をともなった和解の提起がまずなされ、それが被害者側に受け入れられる形で和解を成立させる、といった道筋を示す¹⁵。そのうえで、次のように主張を締めくくるのである。

…問題の究極的な解決は、地域社会内部で、当事者の中で、行われなければならない。それが最も望ましく、美しい姿だ。真実委の調査結果報告書や真実究明の決定は、そのきっかけを提供するものであり、その後続措置を通じて、市・道議会と自治体の行政官署が和解の仲介者および支援者の役割を積極的に自認し、自ら担わなければならない。

こうした観点からすれば、先に見た高陽市の事業は、いくつかの課題は抱えつつも、和解の仲介者もしくは支援者としての役割を担うという、望ましい方向で推移していると思えることができる。さらに、事業が直面している課題のことを考えれば、「加害者側からの謝罪をともなった和解の提起」という道筋の提示も、参照に値するものである。

だが、その議論を真実・和解のための過去事整理委員会の調査報告書と突き合わせた時、見逃しがたい欠落を指摘しなければならない。最後にこの点に検討を加え、本論の考察を締めくくることにしたい。

5. 隠れた当事者としての「国家」の責任

前節でみたように、現在、金井窟の死者をめぐる慰霊追悼事業は、もっぱら高陽市において推進されている。しかし、この問題の最終解決を、遺族会などを含む当事者や地方自治体に求める

ことは、おそらく妥当ではない。何故ならこの事件の場合、加害者の行為（警察による不法行為）についても、それによって生じた被害者の被害についても、最終的には「国家」の責任を看過することはできないからである。真実・和解のための過去事整理委員会『2007年上半期調査報告書』が「警察の不法行為として発生した民間人犠牲事件の最終責任は国家に帰属されると見るのが妥当である」と明記したのは、まさにこの点の指摘である。

等しく大韓民国の国民である事件の加害者と被害者、その双方に対する責任を、その間に生じる葛藤を含めて背負うことこそが、最上位の責任主体である「国家」に課せられるミッションではないか。すなわち、朝鮮戦争の死者をめぐる葛藤は、責任系統の末端である当事者間もしくは地域においてではなく、双方に対して最終的な責任を負う「国家」において、引き受けられなければならない、その上で「和解」が目指される必要があると考えるべきなのである。

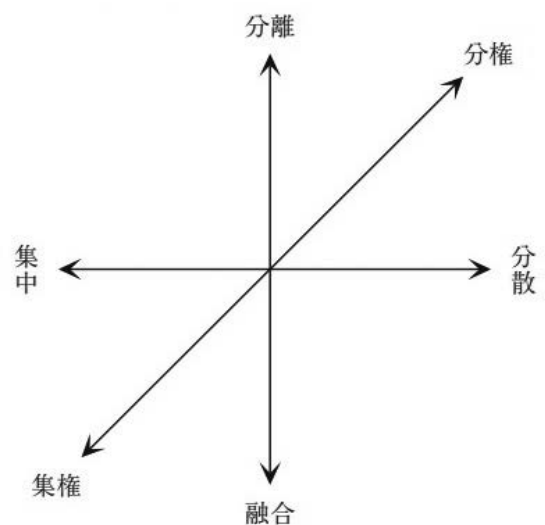
現状、高陽市において推進されている金井窟の慰霊追悼事業は、その事業費（5年間で1億3900万ウォン）の全額が市費で賄われている。ただし、2019年8月に行なわれた金井窟遺骸・遺品移転の際に限っては、その事業費全額（1100万ウォン）について国費（国庫補助金）が支給された¹⁶。慰霊追悼事業におけるこの経費負担（市費／国費）の状況、具体的には国費負担割合の低さには、事件に対する国家の責任という観点からして、課題が残ると言わざるを得ない。

そもそも、本件で取り上げられているような死者をめぐる葛藤についての国家責任を明らかにするには、慰霊追悼事業そのものが国家の名の下で引き受けられることこそ望ましいはずである。ただ他方で、地域や当事者の個別事情に向き合いつつ、きめ細やかな事業を展開するには、当該地域の地方自治体において事業を展開する方が望ましいケースは多いと考えられる。さらに、全国各地で多数の住民虐殺事件が明るみに出ている状況¹⁷を踏まえれば、高陽市がこれまで進めてきたような慰霊追悼事業を国家が主体となって一律に引き受け、同様に推進できるかは疑問である。

そうであるならば、慰霊追悼事業の実施運営をめぐる問題は、「地方か、国家か」という二者択一を迫るものであってはならない。むしろこの問題は、①国家の責任を明らかにしつつ、②中央政府と地方自治体との間でいかに負担と役割とを分担するか、という二つの論点にまとめることができるのではないかと考えられる。実施主体を地方に委ねつつ、中央の応分負担を実現する。その方策こそが、今後の事業推進における課題であると言えよう。

この論点をめぐっては、中央・地方関係における集権・分権の質的な側面（地方政府の自律性）に関わって曾我謙悟が提示した「融合」概念が注目されるかもしれない。

曾我は、中央・地方関係における「集権と分権」を量的側面と質的側面に分けて考えることを提唱



中央・地方関係をとらえる軸
 (出典:曾我謙悟『行政学 新版』238頁)

する。地方政府の抱える資源の大小（量的側面）を「集中 - 分散」、地方政府の自律性（質的側面）を「分離 - 融合」という軸として定め、中央・地方関係における「集権と分権」をその二つの軸の組み合わせとして理解するのである¹⁸。

こうした理解を前提として、地方政府が活動資源を自前で調達する（分離）のではなく、中央から地方への移転によって調達する（融合）ことによって、「国家責任を明らかにした地方自治体の慰霊追悼事業」を構想することは、あるいは可能であるかもしれない。つまり、地方政府の活動資源を中央政府が負担する「融合」の方向性をもって、「国家の責任」を明らかにしつつ、「各地方の事情に沿った慰霊追悼事業」の実現することを目指すのである。

これは、一面では地方政府の自律性を下げる（中央政府による拘束が強まる）ことを意味するが、「国費による財政的裏付けを有した慰霊追悼事業を地方政府が行なう」という、限定的な領域に特化した行政施策ととらえ直し、そこに「死者に対する国家の責任の表明」を見ることも可能ではないだろうか。

上記の指摘を本論の示唆とした上で、現代史における「和解と統合」を目指す事業を行政の中にどのように位置づけて構想していくか、という点については、今後の課題としたい。

【付記】 本研究は、「朝鮮戦争の死者をめぐる葛藤—京畿道高陽市の事例—」（日本宗教学会第75回学術大会、2016年9月11日）および「現代史の「和解と統合」に向けた課題—京畿道高陽市を事例に—」（日本宗教学会第80回学術大会、2021年9月8日）の両報告をもとに、最新の情報を追加して書き下ろしたものであり、JSPS科研費 JP16K02182、JP21K00078 の助成を受けたものである。

【資料】 高陽市6.25戦争民間人犠牲者慰霊事業支援等に関する条例

[施行2018.9.21.] [高陽市条例第1990号、2018.9.21.、制定]

京畿道高陽市（平和未来政策官）、（※電話番号省略）

第1条（目的） この条例は、真実・和解のための過去事整理委員会など国家機関の真相調査および司法的判断を通じて確認された、6.25戦争当時の罪のない民間人犠牲者を追慕し、高陽市で発生した民族の痛みを治癒し、平和と人権回復に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この条例で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「6.25戦争民間人犠牲者」とは（以下「民間人犠牲者」という）、6.25戦争中に民間人として国家機関の真相調査の結果、罪のない犠牲者と認められたり、司法府の判断によって国家賠償および地方自治体の責任を立証されたりした人をいう。

2. 「慰霊事業」とは、内容と名称に関係なく、国家が真相調査を通じて地方自治体に勧告した犠牲者のための事業をいう。

第3条（市長の責務） 高陽市長（以下「市長」という）は、民間人犠牲者に対する追悼および慰霊事業を支援するために必要な施策を設け、当該業務を積極的に推進することができる。

第4条（支援基準） 市長は、第3条の責務を遂行するため、次の各号のいずれかに該当する内容を基準に、支援対象および業務を判断する。

1. 真実・和解のための過去事整理委員会など、国家機関が真相調査を通じて地方自治体に勧告した事項
2. 司法府の判断を通じて地方自治体の責任を立証され、民間人犠牲者が市長に第1号に準じて要求する事項
3. 第1号および第2号の基準を満たすが、民間人犠牲者の要求がない場合に、市長が自主的に支援を決定した事項

第5条（支援事業等） ①市長は、高陽市で発生した民族の痛みを治癒し、人権回復および和解措置のために、次の各号の事業に対して、予算の範囲内で高陽市地方補助金（以下「補助金」という）を支援することができる。

1. 民間人犠牲者のための慰霊事業および追悼事業
2. 民間人犠牲者と関連した資料の発掘および収集、刊行物の発刊
3. 平和と人権回復および民族和解のための教育
4. その他、民間人犠牲者のために市長が必要と認める事業

②第1項による補助金の申請・交付・精算など、補助金管理に必要な事項は、「高陽市地方補助金管理条例」に従う。

第6条（施行規則） この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則 〈2018.9.21.条例第1990号〉

この条例は、公布の日から施行する。

注

- ¹ 「[社説] 現代史の痛みと葛藤、屈曲、議論を抱えて去った全斗煥元大統領」『朝鮮日報』2021年11月24日付。文中の「5.18」は、いわゆる光州事件（1980年）のことを指す。
<https://www.chosun.com/opinion/editorial/2021/11/24/W75XTSN7EFB4PHEYMG54BZMW6Y/>（2022年10月26日最終確認）
- ² https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2008/06/29/2008062900841.html（2022年10月26日最終確認）
- ³ https://www.chosun.com/site/data/html_dir/2008/06/29/2008062900842.html（2022年10月26日最終確認）
- ⁴ この委員会は、「真実・和解のための過去事整理基本法」（2005年5月3日可決）に基づいて2005年12月1日に発足したもので、植民地化前後の抗日独立運動や、「光復」以後の反民主的な人権蹂躪、暴力・虐殺・疑問死などの事件などを調査して真相を究明し、過去との和解を通じて国民統合に寄与することを目的とする大韓民国の国家機関である。本論に関係する第1期委員会は2010年12月31日に解散したが、2020年12月10日から第2期委員会が活動を開始している。<https://www.jinsil.go.kr/>（2022年10月26日最終確認）
- ⁵ 真実・和解のための過去事整理委員会『2007年上半期調査報告書』296頁。なお、本報告書はウェブ上で公開されている。http://www.jinsil.go.kr/fnt/nac/selectNoticeList.do?bbsId=BBSMSTR_000000000715（2022年10月26日最終確認）
- ⁶ 発掘されたのは、弾丸・薬莖などの発射済みと推定されるものである。
- ⁷ 「民族陣営」は、朝鮮戦争当時、「左翼陣営」と対立する勢力が、それと対比的に使用した自称であるとされる。この点については、キムギヒョプ（金基協）「露わとなる「民族陣営」の正体」（『プレシアン』2012年11月19日付記事、<https://www.pressian.com/pages/articles/68297> 2022年10月26日最終確認）を参照。
- ⁸ 前掲『2007年上半期調査報告書』358～359頁。
- ⁹ この点については、2008年の慰霊祭において警察による公式謝罪が行なわれるなど、調査報告書が勧告した一部の措置はすでにある程度実現していることを、背景として指摘しておく。その事実関係については、「警察、金井窟英霊に初の公式謝罪」（『高陽新聞』2008年10月3日付記事、<https://www.mygoyang.com/news/articleView.html?idxno=20463> 2022年10月26日最終確認）など参照。
- ¹⁰ 高陽市長公約事業については、下記のウェブページに掲載された「推進計画」および「推進実績」を参照した。http://www.goyang.go.kr/mayor/mayor01_2/mayor01_2_tab3.jsp（2022年10月26日最終確認）
- ¹¹ 「ウェブトゥーン（Webtoon）」は、韓国で成立したデジタルコミックの一形態である。インターネット上（ウェブ）での掲載に最適化され、シームレスな縦スクロールで読み進められるのを特徴とする。
- ¹² この点については、「高陽炭峴などの住民たち、LHを訪ねて公共地区再考意見伝達」（『京畿新聞』2020年7月14日付記事、<https://www.kgnews.co.kr/news/article.html?no=592575> 2022年10月26日最終確認）など参照。なお「LH」は、当該事業の施行者である「韓国土地住宅公社」を指す。
- ¹³ 「山内コロリョンゴル集団虐殺遺骸、追慕公園造成前最後の発掘入り」（『ハンギョレ』2022年4月6日付記事、<https://www.hani.co.kr/arti/area/chungcheong/1037781.html> 2022年10月26日最終確認）によれば、朝鮮戦争当時の大規模虐殺事件の現場として知られるコロリョンゴルに造成される追慕公園「真実と和解の森」（仮称）は、大田広域市東区朗月洞一帯（9万8601㎡）に401億7500万ウォンを投入し、朝鮮戦争前後に犠牲となったすべての民間人を追悼する公園となる予定であり、2024年完工と見込まれている。
- ¹⁴ 以下の論説については、「金井窟事件、どう和解するか？」（『高陽新聞』2007年10月14日付記事、<https://www.mygoyang.com/news/articleView.html?idxno=17387> 2022年10月26日最終確認）を参照。

- ¹⁵ その実例としてキムヨンボムが挙げているのは、全羅南道靈岩郡郡西面鳩林里の事例である。左右両勢力による住民虐殺事件が重なったこの地では現在、「許しと和解の慰霊塔」という名の慰霊碑が建てられ、加害者を問わない犠牲者のための慰霊が行なわれるに至っている。この鳩林里の事例については、「「自首した人も引きずって撃ち殺した」― [韓国戦争、民間人虐殺の記録] 全羅南道靈岩⑤」(『プレシアン』2017年8月6日付記事、<https://www.pressian.com/pages/articles/164976> 2022年10月26日最終確認) など参照。
- ¹⁶ この件については、高陽市の前掲「推進実績」によって確認できる。
- ¹⁷ 真実・和解のための過去事整理委員会の常任委員であったキムドンチュン(金東椿)聖公会大教授は2012年、第1期の委員会活動を振り返って、「真実委に受け付けられた人権侵害事件は計768件で、うち真相究明に至ったのは238件に過ぎ」なかったと述べている。「過去の人権侵害、数百件の真相究明が残った」『聯合ニュース』2012年9月17日付記事、<https://www.yna.co.kr/view/AKR20120917187400004> 2022年10月26日最終確認)
- ¹⁸ 以上、曾我謙悟『行政学 新版』(有斐閣、2022年) 235～239頁参照。

(田中悟 撰南大学)